○近畿地方整備局告示第四十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人滋賀県建築住宅センター

三　住所の変更

(1)

変更前	滋賀県草津市草津三丁目十三番二十五号
変更後	滋賀県草津市南草津三丁目十二番地六

(2)　変更年月日　平成二十四年一月二十三日

四　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

(1)

変更前	滋賀県草津市草津三丁目十三番二十五号
変更後	滋賀県草津市南草津三丁目十二番地六

(2)　変更年月日　平成二十四年一月二十三日

○中国地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
益田市神田町ロ四六五番四から同市神田町ロ四六六番続一内一まで	前	一四・二五～一七・四八（メートル）	〇〇・〇五八（キロメートル）	
	後	二三・三〇～六七・六七	〇・〇五八	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新居浜市船木字長野二一二〇番一から同市萩生字本郷四五二番二まで	前	A・B・C・D・E・F・G	九・二〇～四一・三〇（メートル）	七・〇七二（キロメートル）	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A・B・C・D・E・F・G	二六・三〇～九三・〇〇	四・六〇〇	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号及び百九十二号　新居浜市本郷一丁目八七九番二から同市萩生字本郷四三八番七地先まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十五日十四時

○九州地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十四日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千百号神埼都市計画道路事業三・四・二号神埼駅通り線

三　事業施行期間　自平成五年十一月四日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号及び三百二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県菊池郡大津町大字瀬田字不動石七五九番五から同町大字吹田字八迫一一四七番八まで	前	一二・〇七～五一・一二（メートル）	一・八三九（キロメートル）
	後	二三・一六～七一・七八	一・八三九

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
筑後市大字野町字納楽六六一番一から同市大字山ノ井字トノヱ三九〇番一一まで	前	一〇・二〇～二四・六〇（メートル）	〇・四七四（キロメートル）
	後	一一・五〇～四四・二〇	〇・四七四

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所